

南三陸町復興推進計画（案）

平成29年 月 日

宮城県南三陸町

1. 計画の区域

南三陸町全域

2. 計画の目標

南三陸町中心部の志津川市街地は、住まいとなりわいが混然一体となって町民生活が営まれていたが、平成23年3月11日に発生した東日本大震災による大地震・大津波により、甚大な被害を受け、市街地の商業施設も店舗が流出した。

そのため、食料品を中心とする生活用品の購入のために周辺市まで出かけるなければならない状況が震災以降続いており、さらに生活の不便さから震災により人口の減少傾向が加速され、商業施設の進出も危ぶまれる状況となっている。

震災復興計画では、「なりわいと賑わいのまちづくり」を掲げているところ、本事業では、商工業、特に、町民の生活に直結する飲食料品小売業の設備投資を支援することにより、住民の生活復興と同時に地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図ることを目標とする。

3. 計画の目標のために推進する取り組み

本町住民の生活復興と地域経済の活性化及び雇用機会の創出を図るため、本町の中核的な産業である飲食料品小売業について、立地企業の設備投資を支援する。

4. 計画の区域において、実施し、又はその実施を促進しようとする復興推進事業の内容及び実施主体に関する事項並びに復興推進事業ごとの特例の措置の内容

「復興特区支援貸付事業」

①事業の内容

本町志津川地区復興区画整理事業区域内において株式会社ウジェスパー（以下「対象事業者」という。）が、食品スーパーマーケットを新設するために必要な資金を貸し付ける事業

②貸付の対象となる事業が計画の目標を達成する上で中核となるものであることの説明

本町における飲食料品小売業は、町内の卸売業、小売業の従業員数において約33%を占める第1位の中核的な産業である。また、対象事業者は、

本事業により、町内の飲食料品小売業の従業員数において24%を占める見込みとなり、55人の新規雇用を見込んでいる。

したがって、本町の中核的産業である飲食料品小売業の設備投資の支援を行うことは、計画の目標に掲げた「地域経済の活性化及び雇用機会の創出」を図るために必要かつ有効な事業であり、本計画の目標達成に大きく寄与するものである。

- ③東日本大震災復興特別区域法施行規則（以下「規則」という。）第2条に規定する該当事業

規則第2条第6号

- ④利子補給金の支給を受ける予定の金融機関名

株式会社七十七銀行

- ⑤特別の措置

本事業を実施する者に対して必要な資金（3億円以上）を貸し付ける指定金融機関への復興特区支援利子補給金の支給（東日本大震災復興特別区域法（以下「法」という。）第44条の規定に基づく措置）

5. 当該計画の実施が当該計画の区域における復興の円滑かつ迅速な推進と当該計画の区域の活力の再生に寄与するものである旨の説明

当該計画の実施により、住民生活の利便性を高めるだけでなく、地域経済の活性化と雇用機会の創出に結びつくことから、本町の復興の円滑かつ迅速な推進と活力の再生に大きく寄与するものである。

6. その他

本計画の策定に際し、法第4条第3項の規定に基づき、宮城県の意見を聴取したところ、計画に対する意見はなかった。

また、本町、宮城県、南三陸商工会、株式会社七十七銀行及び対象事業者を構成員に含む南三陸町復興推進協議会（地域協議会）において、法第4条第6項の規定に基づく協議を行った。